

私たちの市民自治も、

「市」の自治もなくなる！！

“自分たちの街のあり様を自分たちで決め、創っていく市民自治”

市民と行政の協働で「寝たきりにならない介護」を、「安心して子育てできる、こども医療費無償、学校・保育園の給食無償化と食材の有機化」へ、「基本的人権の居住権を確保する家賃補助制度」を…つくっていくにも自治の原理が重要です。

今、これらの施策の根本にある市民自治・団体自治の地方自治の原則が壊されようとしています。

今国会に出されている「地方自治法改正案」(2024年3/1)です。

第33次地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」(2023年12/21)に沿った形で出された改正法案。

「新型コロナウイルス感染症の集団感染により県をまたいで移送が必要になったものの、国の指示権がなく自治体の措置が遅れた状況に対応しようと」いった理由で提案された内容は①「DXの進展を踏まえた対応」②「地域の多様な主体の連携及び協働の推進」③「大災害、感染症の蔓延、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」と三つの点を改正するものです。「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」で“補充的指示”が規定され自治の原則を破壊しています。

「大災害や感染症の蔓延、そしてその他非常時の状況」を考えるとそれに対応する法律は必要ですが、でもそれが何故“地方自治法の改正”なのでしょう？

総務省は言います。「コロナ感染症に際して保健所の逼迫、病床の逼迫状況で調整が出来なかった。ダイヤモンド・プリンセス号への対応が困難だった」「国から地方公共団体への関与の仕方が問題だった」

「これらのコロナ感染症での課題は個別法(感染症法・災害対策基本法等)の改正で手当てされ、今では個別法で対応できる。しかし個別法の範囲を超えた事態の場合に対して地方自治法を改正して国が地方公共団体に関与できる法律を作って“指示権”を用意しておくのが立法事実です」と。

もっともらし理由付けですが、これはおかしいのです。

地方自治の原則を180度ひっくり返してしまいます

国から地方自治体への指示という上意下達のような仕組みは2000年の地方分権一括法で否定され、憲法92条の地方自治の本旨を実現させるため国と地方公共団体とは「対等」であり、地方自治体を下部組織と観る“機関委任事務”は廃止され「自治事務」と「法定受託事務」になりました。それ故包括的指揮監督のような“通達”は廃止され技術的助言である「通知」となりました。地方公共団体の条例制定権も自治事



務にかかる法律解释权も認められたのです。

だから国からの地方自治体への関与=指示について現行法では、自治事務では「国民の生命・身体または財産の保護のため緊急に自治事務の的確・迅速な確保が必要な場合にのみ個別法の根拠を持って定められる」のです。又法定受託事務でもその事務の処理が法令違反の場合か、その処理が適切でなくかつ明らかに公益を害する場合のみ指示による国の関与が認められるのです。

その地方自治の原則「対等」が一般ルールなのに、「特例」と言い「必要最小限度」と言って「閣議決定」するからといって地方自治法の中に国の指示権を創設しようとするのが今回の改正案です。

国と地方公共団体の関係を根本から否定し、転換させてしまうもので認められませ

改正法案の立法事実がありません

しかも今回の改正案には立法事実がないのです。

コロナ禍での困難が生じたのは、国から地方自治体への指示権がなくコントロール出来なかったからではありません。国の感染症対策の基本が先端医療でなく古い感染症対策であったが故の困難であり、保健所や病床をカットしたり医療・公衆衛生の大切さを経済効率主義で否定しまくった新自由主義の政策の結果病床が足りず、保健所が足りず医療対応が出来なかったのです。

まさにその困難の実態を分析し個別法等でその対応すべき点を改正するのが基本です。その意味でコロナ禍の困難さは個別法の改正のための立法事実であっても地方自治法の改正(補充的指示権)のための立法事実ではありません。

指示の要件があいまい

又、今回の改正法案の「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生・発生のおそれ」の概念がかなりあいまい不明瞭で各大臣の恣意的判断になってしまう危険性が大です。

有事立法・緊急事態条項の先取り

地方自治法の根本原則を壊してしまう改正案ですが、この法案では非常時(大災害、感染症の蔓延以外にもその他の事態に対しても)、政府が国会を無視して(個別法を定めるのでなく)地方自治体に指示を出せることとなり、有事における国の地方自治体への関与の権限を強化し有事法制として機能する問題があります。緊急事態条項と同じ役割も果たしてしまいます。その役割を地方自治法という一般法に滑り込ませるとんでもない改正法案です。

「戦争をする国」を進める岸田政権にとっては国と自治体が対等と言う地方自治の原則は邪魔なのでしょう。あくまでも国の言うなり(指示)の自治体にしたいのでしょう。

一人ひとりの市民が「地方自治法の改正案反対!!」の声を上げ、自治を守りより拡充していくためにもう一步の行動を起こしましょう。